

## 投票がしやすくなりました。

投票時間が午後 8 時までになりました。（平成 10 年 6 月 1 日から施行）

- ・ いままでは午後 6 時までだった投票時間が、午後 8 時まで延長されました。
- ・ 夕方まで仕事のある方も投票できます。
- ・ 家族や友人と昼間レジャーに出かける予定があっても、計画を変更しなくて済みます。  
一部の市町村の投票所では、投票時間が変更されている場合がありますので、市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

小さなお子様などと一緒に入場できます。（平成 9 年 12 月 19 日から施行）

- ・ いままでは、一人で投票所に入るのが原則でした。
- ・ これからは、小さなお子様と一緒に投票所に入ることができます。また、ケガや病気などで付き添いや看護が必要な方も、付添人、看護人の方と一緒に投票所に入ることができます。

## 不在者投票が変わります。（期日前投票制度）

（平成 15 年 12 月 1 日から施行）

（期日前投票制度については[こちら](#)をごらんください。）

自営業の方などや、冠婚葬祭などの予定がある方も、期日前投票ができます。

- ・ 投票日に仕事がある方は、仕事場が投票区の区域内にあるか区域外にあるかを問わず、期日前投票ができます。
- ・ また、投票日に親族の冠婚葬祭がある方も、投票区域を問わず期日前投票ができます。

レジャーや買物などの私用で、投票日に投票区内にいない方も期日前投票ができます。

- ・ レジャーや買物などの私用で投票日当日に投票区の区域外にいる場合は、それが市町村の区域内であっても期日前投票ができます。
- ・ 旅行やゴルフ、スキーなどの予定があっても、計画の変更をしなくて済みます。

引っ越しなどをして、他の市町村に住んでいる方も、不在者投票ができます。（平成 10 年 6 月 1 日から施行）

- ・ いままでは、引っ越しをした方は、都道府県議会議員の選挙区の区域外に引っ越しをした方であれば、不在者投票はできないことになっていました。
- ・ これからは、他の市町村に引っ越しをした方も不在者投票ができます。

期日前投票および不在者投票の時間はともに午後 8 時までです。

- ・ 期日前投票および不在者投票の時間は、午後 8 時までです。
- ・ 自営業の方などは仕事をすませてから、また、会社へ通勤している方などは帰宅の途中に期日前投票もしくは不在者投票ができるようになりました。  
一部の市町村では、時間を変更している場合がありますので、ご確認ください。

期日前投票および不在者投票の手続きが簡単になりました。（平成 10 年 6 月 1 日から施行）

- ・ いままでは、投票当日に投票に行けない理由を、宣誓書に事細かに記入しなければなりませんでした。
- ・ これからは、宣誓書に列挙されている期日前投票または不在者投票の事由の中から、自分が該当するものを選択するだけですみます。
- ・ ハンコを持っていく必要もありません。

期日前投票制度では、従来の不在者投票の手続がより簡単になります。（平成15年12月1日から施行）

・ いままでの不在者投票では、(1)投票用紙を内、外の二重の封筒に入れる、(2)外封筒に署名する、という手続が必要でしたが、期日前投票では投票用紙を直接投票箱に入れるため、こうした手続は不要になります。

他市町村や指定病院等で行う不在者投票については従来どおりです。

期日前投票所や不在者投票所でも、氏名や政党名などを掲示します。

- ・ 期日前投票所や不在者投票所にも、候補者の氏名や党派、名簿届出政党の名称や略称を、公示（告示）日の翌日から掲示します。

---

## 郵便等投票制度が変わります。 （対象範囲拡大と代理記載制度）

（平成16年3月1日から施行）

（郵便等投票制度については[こちら](#)をごらんください。）

### 郵便等投票の対象範囲が拡大されました

従来、身体障害者又は戦傷病者であるもので政令で定めるもの限り認められていた郵便等投票制度が、今回の公職選挙法等の改正により、**免疫の障害（1級から3級まで）**がある者及び介護保険法上の**要介護者（要介護5に限る）**も行うことができるようになりました。

### 代理記載制度が創設されました

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)又は(2)に該当する方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会の委員長に届け出た者に代理記載をさせることができるようになりました。

- (1) **身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者**
- (2) **戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者**